

# 女性の個性と能力が発揮できる職場づくり推進計画【概要】

～子育てしやすく、誰もがいきいきと働ける職場を目指して～

## 次世代育成支援対策推進法(H36年度まで延長)

### ○目的

次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資する。

### ○特定事業主行動計画

- ・国や地方公共団体は策定義務あり
- ・島根県としては、各任命権者連名で「子育てしやすい職場づくり推進計画」を策定。H26年度末に計画を更新済。  
(計画期間:H27年度～H31年度)

## 女性活躍推進法(H28.4施行→H37年度まで)

### ○目的

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であるため、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

### ○特定事業主行動計画

- ・国や地方公共団体は策定義務あり(H28年3月末まで)
- ・「採用」「継続就業及び仕事と家庭の両立」「長時間勤務」「配置・育成・教育訓練及び評価・登用」の分野において**数値目標の設定(一つ以上)が必須**

子育て支援や仕事と家庭の両立など重複する内容があるため

## 次世代法に基づく現計画を改定し、両法に基づく一体の行動計画を策定(各任命権者連名)

### ○期間 H28年度～H32年度(5年間を想定)

※ 女性活躍推進法の時限に合わせ、H32年度末に5年間の更新を行う予定

### ○対象職員

知事部局及び各任命権者に勤務する職員  
(臨時的任用職員・非常勤職員を含む)

### ○計画の構成 (体系図は別紙のとおり)

「採用」「職域拡大・計画的育成とキャリア形成支援」  
「登用」「長時間勤務の是正等の働き方改革」「家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備」

### ○数値目標

項目	対象	現状値	目標値
全警察官に占める女性の割合	警察	6.6% (H27年度)	<b>9%</b> (H32年度)
職員の管理職に占める女性の割合	知事部局等	7.9% (H27年度)	<b>12%</b> (H32年度)
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	教育委員会	10.8% (H27年度)	<b>15%</b> (H32年度)
年次有給休暇の年間平均取得日数	県全体	知事部局等 10.7日 (H26年)	<b>13日</b> (H32年)
男性職員の育児休業取得率	知事部局等 教育委員会 病院局	3.9% (H26年度)	<b>13%</b> (H32年度)
男性の配偶者出産休暇又は育児参加休暇の取得率	県全体	知事部局等 100% (H26年度)	<b>100%</b> (H32年度)